

「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置案」
に関する意見募集結果について（概要）

「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置案」について、2026 年 7 月 9 日（木）から 7 月 24 日（金）まで意見募集を実施したところ、意見募集ページに計 3,117 アクセスがあり、61 名の方からご意見をいただきました。

◆実施期間及び方法

意見募集期間：2026 年 7 月 9 日（木）～7 月 24 日（金）

意見送付方法：ホームページ または 郵送

◆ご意見の受付状況：

意見募集ページへの総アクセス数：3,117 アクセス

ご意見を提出して頂いた人数：61 名

◆ご意見の概要

(1) 特別措置に関する意見（85 件）

(2) その他の意見（42 件）

※ 意見募集結果の詳細については別紙をご覧ください。

※ 複数の意見を記載されたケースがありますので、ご意見の総数が、提出して頂いた人数より多くなっています。

「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置案」に関するご意見

1. 特別措置に関する意見（1/3）

ご意見		合計	ご意見についての見解
特別措置に関する意見			
特別措置の実施について評価する	6件	20件	○2026年10月の料金改定と併せて、特別措置を円滑に実施できるよう準備を進めてまいります。
中型車以上の料金改定時期の延期について評価できる	20件		
後年度における中型車以上の大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小について評価できる	7件		
中型車以上の料金改定時期の延期期間をさらに長くとりべき	9件		○今回の特別措置案については、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期まで、料金を据え置くこととしたものです。具体的には、貨物自動車運送事業法に基づく措置により、顧客への価格転嫁の環境整備が進んで行くことを想定し、特別措置案の実施期間を設定しています。 ○その期間において、顧客への価格転嫁がより進むよう、いただきましたご意見については関係機関にも共有させていただきます。
価格転嫁の環境整備が整い次第、後年度における中型車以上の大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小を見直すべき	2件		○今回の特別措置案については、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期までの料金を据え置きます。一方、普通車以下の他の利用者との公平性を確保する観点に加え、この据え置きを実施するための財源を確保するため、大口・多頻度割引の割引率を後年度の一定期間において縮小することとして特別措置の実施期間を設定しています。

1. 特別措置に関する意見（2/3）

ご意見	合計	ご意見についての見解
特別措置に関する意見		
大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小はするべきではない	21件	○大口・多頻度割引については、国民生活・経済活動を支える物流などの支援に資するものと考えており、本年10月に予定している料金改定では、会社の経営判断として、2026年3月末に期限となっていた大口・多頻度割引の拡充等の措置を2031年3月末までの5年間延長することとしています。
大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小の影響をより小さくするべき	4件	○道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、顧客への価格転嫁の重要性を踏まえ、今回の料金改定の実施にあたり、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性を確保しながら実施可能な措置について具体的な検討を行った結果、中型車以上を対象とし、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期まで料金を据え置くことといたしました。 ○一方、普通車以下の他の利用者との公平性を確保する観点に加え、この据え置きを実施するための財源を確保するため、大口・多頻度割引の割引率を後年度縮小する期間を設定しています。
中型車以上の据え置きと大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小の影響が同一ではない（大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小はするべきではない）	4件	○本措置に対して中小企業支援の観点からのご意見も頂戴しているところですが、料金の据え置きを実施するための財源を確保するため、何卒ご理解頂くようお願いいたします。
中型車以上据え置きと大口・多頻度割引の割引率拡充の根拠を示すべき	3件	○今回の特別措置案については、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期までの料金を据え置きます。一方、普通車以下の他の利用者との公平性を確保する観点に加え、この据え置きを実施するための財源を確保するため、大口・多頻度割引の割引率を後年度の一定期間において縮小することで、料金据え置き措置の実施に必要な財源と同程度となるものになっております。

1. 特別措置に関する意見（3/3）

ご意見		合計	ご意見についての見解
特別措置に関する意見			
	特別措置案の対象は道路運送事業に係る車両に限定すべき	2件	○今回の特別措置案については、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性の確保等の観点も踏まえて、実施可能な措置について具体的な検討を行った結果、対象範囲を設定しておりますので、何卒ご理解頂くようお願いいたします。
	特別措置は実施しない方がよい	7件	○昨年12月の意見募集時において、本年10月に予定している料金改定と貨物自動車運送事業法の改正等の国の物流施策との関係についての意見をいただいています。 ○道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、顧客への価格転嫁の重要性を踏まえ、今回の料金改定の実施にあたり、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性を確保しながら実施可能な措置について具体的な検討をしたものです。何卒ご理解頂くようお願いいたします。
	小計	85件	

2. その他の意見（1/3）

ご意見	合計	ご意見についての見解
その他		
2031年度以降も大口・多頻度割引の拡充を継続すべき／共同組合の活動経費確保の観点から、契約単位割引を縮小・廃止するべきではない	20件	○大口・多頻度割引については、国民生活・経済活動を支える物流などの支援に資するものと考えており、本年10月に予定している料金改定では、会社の経営判断として、2026年3月末に期限となっていた大口・多頻度割引の拡充等の措置を2031年3月末までの5年間延長することとしています。 ○一方で、首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会では大口・多頻度割引は大型車の料金が、割引が適用されない普通車の料金と概ね同等になる等、構造物に与える影響に応じた公平な負担の観点から割引率が高すぎる点や、割引が適用されない他の普通車や将来世代の利用者に債務返済の負担が伴うことなど、受益と負担の均衡を図るという公平性の観点から見直す必要があると指摘されており、今後も引き続き対応を議論していくこととしています。 ○なお、契約単位割引は、高速道路の大口・多頻度利用者に対しての利用促進を目的として実施している割引でありますので、何卒ご理解頂くようお願いいたします。
事業者に配慮した料金設定を行うべき	5件	○近年の労務費・材料費の高騰、激甚化する災害などにより、道路の維持管理コストが上昇している状況であり、このような中で安全・安心な高速道路サービスの提供を行うための日常的な維持管理に必要な費用を確保する必要があります。そのため、すべてのお客様に公平にご負担いただく観点から、1kmあたりの料金を改定させていただく案としています。 ○大口・多頻度割引については、国民生活・経済活動を支える物流などの支援に資するものと考えており、本年10月に予定している料金改定では、会社の経営判断として、2026年3月末に期限となっていた大口・多頻度割引の拡充等の措置を2031年3月末までの5年間延長することとしています。 ○道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、顧客への価格転嫁の重要性を踏まえ、今回の料金改定の実施にあたり、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性を確保しながら実施可能な措置について具体的な検討を行った結果、中型車以上を対象とし、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期まで料金を据え置くことといたしました。何卒ご理解頂くようお願いいたします。

2. その他の意見（2/3）

ご意見	合計	ご意見についての見解
その他		
首都高料金の改定は物流事業者に負担を求めるものであり、物流の持続可能性を確保していこうとする国の物流施策と矛盾するのではないか	4件	○近年の労務費・材料費の高騰、激甚化する災害などにより、道路の維持管理コストが上昇している状況であり、このような中で安全・安心な高速道路サービスの提供を行うための日常的な維持管理に必要な費用を確保する必要があります。そのため、すべてのお客様に公平にご負担いただく観点から、1kmあたりの料金を改定させていただく案としています。 ○大口・多頻度割引については、国民生活・経済活動を支える物流などの支援に資するものと考えており、本年10月に予定している料金改定では、会社の経営判断として、2026年3月末に期限となっていた大口・多頻度割引の拡充等の措置を2031年3月末までの5年間延長することとしています。 ○道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、顧客への価格転嫁の重要性を踏まえ、今回の料金改定の実施にあたり、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性を確保しながら実施可能な措置について具体的な検討を行った結果、中型車以上を対象とし、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期まで料金を据え置くことといたしました。何卒ご理解頂くようお願いいたします。
大口・多頻度割引拡充の縮小による首都高速から一般道への交通転換の影響を考慮すべき	3件	○大口・多頻度割引については、国民生活・経済活動を支える物流などの支援に資するものと考えており、本年10月に予定している料金改定では、会社の経営判断として、2026年3月末に期限となっていた大口・多頻度割引の拡充等の措置を2031年3月末までの5年間延長することとしています。 ○一方で、首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会では大口・多頻度割引は大型車の料金が、割引が適用されない普通車の料金と概ね同等になる等、構造物に与える影響に応じた公平な負担の観点から割引率が高すぎる点や、割引が適用されない他の普通車や将来世代の利用者に債務返済の負担が伴うことなど、受益と負担の均衡を図るという公平性の観点から見直す必要があると指摘されており、今後も引き続き対応を議論していくこととしています。
一般道への交通転換により、CO2排出量が増加し、カーボンニュートラルの考え方に逆行するのではないか	1件	○一般道等への影響については、交通状況を注視してまいります。
国の政策等にかかるご意見	3件	○いただきましたご意見については、関係機関にも共有させていただきます。
料金引上げ部分の金額については、国費や地方税等で負担すべき	1件	

2. その他の意見（3/3）

ご意見	合計	ご意見についての見解
その他		
ETC専用化が進んで人件費の効率化が進んでいるのではないかな	1件	○首都高速では、2025年度より料金所リニューアル工事に着手し、2028年春までに本線料金所などの一部を除き入口にある料金所のETC専用化を目指しています。 ○ETC専用化の進捗により、料金所周辺での安全性と快適性の向上、環境改善、将来的には柔軟な料金設定により混雑区間の利用がスムーズになる等のサービスレベルの向上、及び料金所収受コスト縮減などの効果が期待されています。 ○一方で、近年の労務費・材料費の高騰、激甚化する災害などにより、道路の維持管理コストが上昇している状況であり、このような中で安全・安心な高速道路サービスの提供を行うための日常的な維持管理に必要な費用を確保する必要があります。そのため、すべてのお客様に公平にご負担いただく観点から、1kmあたりの料金を改定させていただく案としています。 ○引き続きETC専用化に取り組んでいくとともに、コスト削減に努めてまいります。何卒ご理解頂くようお願いいたします。
昨年12月に公表された料金改定案に反対	1件	○今回の料金改定は、安全・安心な高速道路サービスの提供を行うための日常的な維持管理に必要な費用を確保するとともに、国民生活・経済活動を支える物流などの支援のため大口・多頻度割引の割引率の拡充措置等の延長を実施するものであり、すべてのお客様に公平にご負担いただく観点から、1kmあたりの料金を引き上げる案としています。 ○首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会においても、維持管理費の労務費・材料費の高騰による影響について、料金徴収期間満了まで対応することを基本とした場合、1kmあたりの料金の大幅な引き上げが必要となることから、その対応は昨今の社会情勢を踏まえると慎重な検討が必要であると、指摘されたところです。 ○そのため今回の料金改定では、当面の対応として5年間の労務費・材料費の高騰分を含めた維持管理費を確保しつつ、国民生活・経済活動を支える物流などの支援のため大口・多頻度割引の拡充等の措置を継続することとしています。将来の対応は引き続き今後の社会経済情勢も踏まえ検討してまいります。何卒ご理解頂くようお願いいたします。
その他（ご意見内容記載なし等）	3件	
小計	42件	